

大雪地区広域連合職員に対する寒冷地手当支給に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 13 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、一般職の職員（以下「職員」という。）に支給する寒冷地手当について定めるものとする。

(寒冷地手当)

第 2 条 職員に支給する寒冷地手当については、東川町職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 美瑛町及び東神楽町から派遣されている職員については、第 2 条の規定に関わらず、派遣元の町職員の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日 条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。